

○我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則

平成27年6月30日

規則第43号

注 令和5年12月から改正経過を注記した。

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成16年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（近接する土地）

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める近接する土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。

- (1) 埋立事業区域に法定外公共物を挟んで筆が隔てられた土地で、現況が客観的に一体の土地としての外観を有するもの
- (2) 隣接する土地が土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に分筆又は合筆によって地番が変わったことにより、当該土砂等の埋立て等を行う土地と隣接しなくなった土地

（周辺関係者への説明）

第3条 事業者は、条例第3条第2項の規定により事業内容を説明するときは、次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 土砂等の埋立て等に係る事業の計画概要
- (2) 土砂等の運搬に係る留意事項その他の埋立事業区域周辺の環境保全上の留意事項

2 条例第3条第2項の規定による説明は、説明会の開催により行うものとする。ただし、説明会を開催しないことについてやむを得ない理由がある

と市長が認めるときは、個別訪問又は前項各号に掲げる事項を記載した文書の配布により行うことができる。

(安全基準)

第4条 条例第6条の規則で定める安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるかと認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に定める方法により測定した測定値により判断するものとする。

(措置命令)

第5条 条例第7条第2項の規定による措置の命令は、小規模埋立事業措置命令書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定による措置の命令を受けた者は、当該命令に係る措置について小規模埋立事業改善計画書(様式第2号。以下「改善計画書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、改善計画書に基づき必要な措置を講じたときは、遅滞なく小規模埋立事業改善措置完了報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

(公共的団体の範囲)

第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地

方住宅供給公社

- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの

2 前項第7号の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項第7号の認定をするときは公共的団体認定通知書（様式第5号）により、認定をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

（土地所有者等の同意）

第7条 条例第10条第1項（条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。）及び条例第10条第3項に規定する同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合は小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書（様式

第6号)に、同条第2項の規定によるものである場合は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書(様式第7号)によらなければならない。

2 条例第10条第2項(条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、小規模埋立事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第10条第2項に規定する同意は、小規模埋立事業区域内施工同意書(様式第8号)によらなければならない。

4 条例第10条第3項に規定する同意を得た者は、小規模埋立事業区域内土地所有者変更届(様式第9号)に第1項に規定する小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)区域内土地使用同意書又は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書、土地の所有者が変更したことを確認できる書類及び公図の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(令6規則21・一部改正)

(小規模埋立事業の計画に係る事前協議)

第8条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、条例第10条の2第1項の規定により協議を行おうとするときは、土砂等の埋立て等事前計画書(様式第10号。以下「事前計画書」という。)に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 小規模埋立事業区域及び周辺家屋等の状況が分かる見取図(縮尺2,500分の1程度の図面で、土砂等の搬入及び搬出の予定経路の記載があるもの)

(2) 小規模埋立事業区域の現況平面図(縮尺250分の1から500分の1程度の図面で、切土、埋立て、盛土又は土砂等の堆積の範囲の記載があるもの)

(3) 小規模埋立事業の完了後の構造が分かる計画平面図(縮尺250分の1

から500分の1程度の図面)

- (4) 小規模埋立事業区域の主要地点の縦断図及び横断図
- (5) 条例第3条第2項の規定による説明の対象者、日時、方法及び内容並びに第3条第2項ただし書の規定により説明会を開催しない場合にあつてはその理由を記載した書類
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第11号)
- (7) 住民票の写し(本籍が記載されたものに限る。以下同じ。)(当該許可を受けようとする者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)
- (8) 当該許可を受けようとする者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、前項に規定する手続のほか、当該許可に係る小規模埋立事業及びそれに伴い発生する行為が別表第2の左欄に掲げる事項に該当する場合は、当該許可を申請する日までに、同表の右欄に掲げる協議担当課と協議しなければならない。

3 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、条例第10条の2第1項の規定により協議を行おうとするときは、事前計画書に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号から第5号までに掲げる書類及び図面
- (2) 我孫子市開発行為等の規制に関する規則(平成13年規則第27号)第6条に規定する開発行為許可通知書(以下「開発行為許可通知書」という。)の写し又は我孫子市開発行為に関する条例施行規則(平成19年規則第51号)第6条に規定する開発行為事前協議申請書の写し(受付印の押印があるものに限る。)
- (3) 開発行為の許可を受けようとする者(以下「開発行為申請者」という。)

と当該届出をしようとする者とが異なる場合は、当該開発行為申請者及び当該届出をしようとする者が締結した請負契約書の写し又は委任状

(4) その他市長が必要と認める書類及び図面

(現場責任者及び施工責任者)

第8条の2 条例第11条第1項第3号に規定する現場責任者及び施工責任者は、現場事務所又は管理事務所を統括する者で、条例第9条第1項の許可を受けようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の資格を有するものとする。

2 前項の規定は、第12条第2項及び第27条第2項に規定する現場責任者及び施工責任者について準用する。

(小規模埋立事業の許可の申請)

第9条 条例第11条第1項の申請書は、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）許可申請書（様式第12号）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し（条例第11条第1項の規定による申請をする者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）。ただし、当該申請の日前6月以内に第8条第1項の規定によりこれらの書類を既に提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。

(2) 条例第11条第1項の規定による申請をする者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

(3) 小規模埋立事業の用に供する施設（小規模埋立事業区域周辺に設置する関連施設等を含む。以下「小規模埋立事業場」という。）及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図

(4) 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業区域の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

- (5) 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し
- (6) 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）
- (7) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し
- (8) 条例第9条第1項の許可を受けようとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類
 - ア 健康保険被保険者証の写し
 - イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
- (9) 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書（様式第14号）
- (10) 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）
- (11) 土質試験等に基づく埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書
- (12) 擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図
- (13) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (14) 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書
- (15) 小規模埋立事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面
- (16) 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、第7条第1項の小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地地使用同意書又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使

用同意書（当該土地の所有者又は管理者が公共的団体である場合は、当該公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類）

(17) 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、第7条第3項の小規模埋立事業区域内施工同意書

(18) 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第15号）

(19) 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し

(20) 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第16号）

(21) 第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し

(22) 現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないことの理由書（様式第17号）

(23) 小規模埋立事業区域が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し

(24) 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱（昭和46年9月3日千葉県決定）に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し

(25) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第11条第1項第9号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、住所及び本籍とする。

4 条例第11条第2項の申請書は、小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）許可申請書（様式第18号）とする。

5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 第2項各号（第4号、第9号から第14号まで、第23号及び第25号を除

く。)に掲げる書類及び図面

(2) 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)

(3) 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)

(4) 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図

(5) 小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書(様式第19号)

(6) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第11条第2項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、住所及び本籍

(2) 小規模一時堆積事業の期間

(令6規則21・一部改正)

(許可等の決定)

第10条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において許可又は不許可の決定をしたときは、小規模埋立事業許可(不許可)決定通知書(様式第20号)により当該申請者に通知するものとする。

(許可申請の取下げ)

第11条 条例第11条第1項又は第2項の規定による申請をした者は、市長が当該申請について許可等の決定をするまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、小規模埋立事業許可申請取下げ申出書(様式第21号)により、市長に申し出なければならない。

(小規模埋立事業の届出)

第12条 条例第11条の2の届出書は、小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)

届出書（様式第22号）とする。

2 条例第11条の2の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為許可通知書の写し
- (2) 開発行為申請者と条例第9条第2項の規定による届出をする者とは異なる場合は、当該届出をする者に係る住民票の写し（当該届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書）
- (3) 条例第9条第2項の規定による届出をする者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- (4) 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図
- (5) 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表
- (7) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し
- (8) 条例第9条第2項の規定による届出をする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類
 - ア 健康保険被保険者証の写し
 - イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
- (9) 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量及び搬入計画書
- (10) 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書
- (11) 開発行為申請者と条例第9条第2項の規定による届出をする者とは異なる場合は、当該開発行為申請者と当該届出をする者が当該小規模埋立事業に関して請負関係にあることを証する書面
- (12) その他市長が必要と認める書類
（令6規則21・一部改正）

(届出の受理)

第13条 市長は、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）届出書の提出があったときは、小規模埋立事業届出受理書（様式第23号）を当該届出者に交付するものとする。

(許可の基準)

第14条 条例第13条第1項第1号エの不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者は、条例第11条第1項又は第2項の規定による申請をする日前3年以内に、本市以外の地方自治体の埋立ての許可等に関する条例の規定に基づき氏名等を公表されている者とする。

2 条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、現場責任者又は施工責任者とする。

(構造上の基準)

第15条 条例第13条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第4のとおりとする。

2 条例第13条第2項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第5のとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第16条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第17条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所の変更
- (3) 現場事務所又は管理事務所の位置の変更
- (4) 現場責任者又は施工責任者の氏名又は職名の変更
- (5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減

少させるものに限る。)

(6) 小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所若しくは採取場所又は土砂等の搬入計画の変更

(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、小規模埋立事業区域内に設けた排水施設又は小規模埋立事業区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)

2 条例第14条第3項の申請書は、小規模埋立事業変更許可申請書（様式第24号）とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、第9条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第14条第6項の規定による届出は、小規模埋立事業軽微変更届（様式第25号）に前項に規定する変更に係る書類及び図面を添付して行わなければならない。

5 条例第14条第6項の規定による通知は、小規模埋立事業軽微変更届の副本（市の受付印のあるものに限る。）の写しを提出するとともに、第3項に規定する変更に係る書類及び図面を提示して行わなければならない。

（変更の届出）

第18条 条例第14条の2の届出書は、開発許可承継届（様式第26号）とする。

2 条例第14条の2の規則で定める書類及び図面は、我孫子市開発行為等の規制に関する規則第19条第3項に規定する開発許可承継承認通知書の写しとする。

3 開発許可承継届の提出があった場合においては、第13条の規定を準用する。

（土砂等の搬入の届出）

第19条 条例第16条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、小規模埋立事業土砂等搬入届（様式第27号）を提出して行わ

なければならない。

- 2 条例第16条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第28号）とする。
- 3 条例第16条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質検査試料採取調書（様式第29号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第30号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に定める方法により行わなければならない。
- 5 条例第16条第1号に規定する市長の承認を受けようとする者は、公共事業発生土砂等承認申請書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。
- 6 条例第16条第2号の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等採取元証明書（様式第32号）とする。
- 7 条例第16条第3号の当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるものは、他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積を行う場所（以下「一時的堆積場」という。）に係る事業について法令等に基づき許認可等を受けた事業者が当該許認可等の権限を有する者に提出した土砂等の発生元に係る証明書の写しとする。
- 8 条例第16条第3号の安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 一時的堆積場に係る事業の許認可等を受けていることを証する書類の

写し

(2) 一時的堆積場に土砂等を搬入した際に前項の許認可等の権限を有する者に提出した土砂等の分析に係る証明書の写し

(土砂等の量等の報告及び土砂等管理台帳の作成等)

第20条 条例第17条第1項の規定による報告は、小規模埋立事業（小規模一時堆積事業を除く。）を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（小規模埋立事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。第4項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立事業を廃止し、又は完了したときは条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）状況報告書（様式第33号）を提出して行わなければならない。

2 条例第17条第2項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第34号）とする。

3 土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における条例第17条第2項各号に規定する事項について、記録を終了していなければならない。

4 条例第17条第2項の規定による小規模一時堆積事業に使用された土砂等の量等の報告は、当該小規模一時堆積事業の許可を受けた日の属する月の末日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立事業を廃止し、又は完了したときは、条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第35号）を提出して行わなければならない。

5 条例第17条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 小規模一時堆積事業の許可を受けた者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

- (2) 小規模一時堆積事業の許可年月日及び許可番号
- (3) 小規模一時堆積事業区域の位置及び面積
- (4) 小規模一時堆積事業の許可の期間
- (5) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (6) 現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (7) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (8) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
- (9) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (10) 一つの発生場所又は採取場所から搬入した土砂等の堆積の名称
- (11) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の量（地質検査等の報告）

第21条 条例第18条第1項に規定する地質検査は、小規模埋立事業を開始した日から6月ごと（条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。ただし、小規模埋立事業区域の面積が500平方メートル未満である場合は、当該地質検査を省略することができる。

- (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模埋立事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境

界の中間の4地点)の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に定める方法により行うこと。

2 小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、条例第18条第1項に規定する地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模一時堆積事業の許可を受けた日から3月ごと(条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出(表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該小規模一時堆積事業に係る完了の届出を除く。))を行った場合は、市長が別に指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の小規模埋立事業土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査を省略することができる。

3 条例第18条第1項の規定による報告は、小規模埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1月以内(条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日)に、小規模埋立事業地質検査報告書(様式第36号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第1項の規定により採取した試料の地質検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書

4 小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、条例第18条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模一時堆積事業の許

可を受けた日の属する月の末日から3月ごとに当該3月を経過した日から1月以内（条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日）に、小規模埋立事業地質検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（関係書類等の縦覧場所）

第22条 条例第19条の市長が指定する場所は、現場事務所（現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、当該管理事務所）とする。

（標識）

第23条 条例第20条第1項に規定する標識は、小規模埋立事業周知標識（様式第37号）とする。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 小規模埋立事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 小規模埋立事業の目的
- (3) 小規模埋立事業区域の所在地
- (4) 小規模埋立事業を行う者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号
- (5) 小規模埋立事業の許可の期間
- (6) 小規模埋立事業区域の面積
- (7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所又は採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 小規模埋立事業区域の見取図

（小規模埋立事業の廃止等に係る届出）

第24条 条例第21条第2項の規定による届出は、小規模埋立事業廃止（中止）届（様式第38号）によるものとする。

（土壌の汚染等に係る確認）

第25条 市長は、条例第21条第4項及び条例第22条第2項に規定する確認を行うときは、その指定する職員に小規模埋立事業に係る確認書（様式第39号）を作成させるものとする。

2 前項の場合において、現場責任者又は施工責任者は、小規模埋立事業に係る確認書の内容を確認した上で、これに署名するものとする。

（小規模埋立事業の完了に係る届出）

第26条 条例第22条第1項の規定による届出は、小規模埋立事業完了届（様式第40号）によるものとする。

（譲受けの許可の申請）

第27条 条例第23条第2項の申請書は、小規模埋立事業譲受け許可申請書（様式第41号）とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し（条例第23条第2項の規定による申請をする者（以下「譲受者」という。）が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）

(2) 譲受者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し

(3) 小規模埋立事業場の位置図及び付近の見取図

(4) 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書及び小規模埋立事業区域内施工同意書

(5) 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表

(6) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し

(7) 譲受者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類

ア 健康保険被保険者証の写し

イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

3 条例第23条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 譲り受けようとする小規模埋立事業の許可年月日及び許可番号

(2) 譲り受けようとする小規模埋立事業の許可の期間

(3) 小規模埋立事業区域の位置

(4) 現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名

(5) 譲受けの理由

(相続等の届出)

第28条 条例第24条第2項の規定による届出は、小規模埋立事業相続等届(様式第42号)によるものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、小規模埋立事業相続等届の副本(市の受付印のあるものに限る。)の写しを提出して行わなければならない。

(第三者への委託等ができない部分)

第29条 条例第24条の2の規則で定める主要な部分は、現場責任者又は施工責任者が行うべき業務とする。

(小規模埋立事業に対する措置命令)

第30条 第5条の規定は、条例第25条各項の規定による措置の命令について準用する。

(土地所有者による小規模埋立事業の施工状況の把握)

第31条 条例第29条第3項の規定による小規模埋立事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模埋立事業区域において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模埋立事業において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該小規模

埋立事業において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(土地の所有者に対する措置命令)

第32条 第5条の規定は、条例第30条各項の規定による措置の命令について準用する。

(措置命令を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等の公示)

第33条 条例第31条第2項の規則で定める方法は、告示及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(立入検査)

第34条 市長の指定する職員は、条例第33条第1項の規定により立入検査をする場合において必要があると認めるときは、事業者に対して小規模埋立事業指導事項票(様式第43号。以下「指導事項票」という。)により指導を行うものとする。この場合において、当該職員は、指導事項票により、改善計画書を指定した期限までに提出するよう求めることができる。

2 前項の場合において、現場責任者又は施工責任者は指導事項票の内容を確認した上でこれに署名し、当該職員は当該指導事項票の写しを事業者に交付するものとする。

(身分を示す証明書)

第35条 条例第33条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第44号)とする。

(公表)

第36条 市長は、第5条の小規模埋立事業措置命令書に記載された措置期限までに事業者が措置命令に従わない場合で、必要があると認めるときは、条例第33条の4の規定による公表を行うものとする。

2 条例第33条の4の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の埋立て等を行った場所
- (2) 土砂等の埋立て等を行った期間

(3) 土砂等の埋立て等を行った面積

3 条例第33条の4の規定による公表は、我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

（手数料の免除）

第37条 条例第34条第3項に規定する手数料の免除は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）を施行する地域内の水田を水田として使用するために改良を行う場合で、高さ1メートル未満のかさ上げを行うとき。

(2) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）内の水田を水田として使用するために改良を行う場合で、高さ1メートル未満のかさ上げを行うとき（外的状況の変化により排水その他の状況が悪化したためにやむを得ないと認められる相当な理由がある場合に限る。）。

(3) 耕作放棄地の対策として水田を畑にする事業であると市長が認めるとき。

(4) 新規就農事業のために必要があると市長が認めるとき。

(5) 土地の所有者が自己の居住の用に供する住宅（二世帯住宅以外の共同住宅を除く。）を建築するために使用するとき。

（手数料の免除の申請）

第38条 条例第34条第3項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、小規模埋立事業許可手数料免除申請書（様式第45号）により、市長に申請しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる場合 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項に規定する農地転用の許可の申請又は同項第6号の

規定による届出の際に、我孫子市農業委員会に提出した作付計画書、作付誓約書及び農地転用許可申請書又は農地転用届出書の写し

- (2) 前条第5号に掲げる場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し及び土地の所有者が居住する旨の誓約書（様式第46号）

（関係書類の提出部数）

第39条 この規則の規定により事業者が提出する書類及び図面の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

（補則）

第40条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第35条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等により使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等により使用される土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号。以下「改正条例」という。）による改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号。以下「改

正前の条例」という。)第9条の規定による許可(改正前の条例第14条第1項及び改正前の条例第23条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に改正前の条例第16条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成27年9月30日までの間に当該既許可に係る小規模埋立事業区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に改正条例による改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に改正前の条例第16条の規定による証明があったとき(施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る小規模埋立事業区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における改正後の条例第18条第2項、改正後の条例第21条第4項及び改正後の条例第22条第2項の規定による確認に係る当該小規模埋立事業区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年8月31日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月12日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第37号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第33号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3第13号及び別表第4第4号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和5年12月21日規則第62号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次に掲げる規則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(24)まで 略

(25) 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則

附 則（令和6年5月7日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条、第19条、第21条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこ	

	と。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒 ^ひ 素	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ、埋立て等の用に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下

1, 2-ジクロ ロエタン	検液1Lにつき0.004mg以 下
1, 1-ジクロ ロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下
1, 2-ジクロ ロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1, 1, 1-トリ クロロエタン	検液Lにつき1mg以下
1, 1, 2-トリ クロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以 下
トリクロロエ チレン	検液1Lにつき0.01mg以下
テトラクロロ エチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1, 3-ジクロ ロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以 下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以 下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以 下
チオベンカル ブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下
1, 4-ジオキ	検液1Lにつき0.05mg以下

サン		
土壌酸度	検液に対し8.1pH未満 埋立て等の用に供する土地	地盤工学会基準（JGS0211—200*）土懸濁液のpH試験方法（採取する土壌は、表層から1.0m（埋立て等の用に供する土地の利用目的が樹木栽培の場合は、1.5m）までの深さの間から採取するものとする。）

別表第2（第8条関係）

主な協議事項	協議担当課	
林地及び農用地区内の農用地の埋立てに関する こと。	環境経済部	農政課
運搬車両が保育園又は幼稚園に隣接する道路を 通過する場合における留意事項に関する こと。	子ども部	保育課
市道（法定外公共物を含む。）の占用許可及び 施工承認、雨水排水路への排水接続、土砂等の 搬入車両の市道への影響、交通安全施設等 に関する こと。	建設部	道路課
雨水排水路（法定外公共物を含む。）の占用許 可及び雨水排水路への排水接続承認に関 する こと。	建設部	治水課
我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）第10 条に規定する景観計画区域における埋 立て等の 景観に関する こと。	都市部	都市計画課
建築基準法に規定する建築物又は工作物の設置 に関する こと。	都市部	建築住宅課
保存緑地及び手賀沼沿い斜面林の開発並びに保	都市部	公園緑地課

存樹木の伐採に関すること。		
運搬車両が小中学校の通学路を通過する場合における留意事項に関すること。	教育委員会 教育総務部	学校教育課
農地転用、客土行為その他の農地法に関する手続に関すること。	農業委員会	

別表第3（第9条、第16条関係）

（令6規則21・一部改正）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規

定による施行地区内における許可を要する行為

- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内における許可を要する行為及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為及び同法第20条第1項の規定による地区計画等の区域内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- 26 我孫子市景観条例第16条の規定により届出を要する行為

別表第4（第15条関係）

- 1 小規模埋立事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において小規模埋立事業を施工する場合は、小規模埋立事業を施工する前の地盤と小規模埋立事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（小規模埋立事業により生じたのり面の最下部（擁壁

を用いる場合は、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合は、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル)以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合は、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には

雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 小規模埋立事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 小規模埋立事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5（第15条関係）

1 小規模一時堆積事業区域の隣接地と小規模一時堆積事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる小規模一時堆積事業区域の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

1,000平方メートル未満	2メートル以上
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3メートル以上
2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	4メートル以上

2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

様式第1号（第5条関係）

小規模埋立事業措置命令書

我孫子市達（ ）第 号
年 月 日

様

我孫子市長



我孫子市 で行っている事業は、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（第7条第1項・第8条第1項・第9条第1項・第9条第2項・第14条第1項・第14条の2）の規定に違反しているので、同条例（第7条第2項・第25条第1項・第25条第2項・第30条第1項・第30条第2項）の規定により、次の措置を講ずるよう命じます。

1 措置命令内容

2 措置命令の理由

3 措置期限 年 月 日

4 その他

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第2号（第5条関係）

小規模埋立事業改善計画書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付け我孫子市達（ ）第 号により命令のあった措置については、次のとおり実施します。

1 土砂等の埋立て等の位置及び区域の面積

我孫子市 番地 ほか 筆
平方メートル

2 措置を講じる土砂等の埋立て等の区分（該当する番号を○で囲むこと。）

- (1) 土砂等の埋立事業
- (2) 小規模一時堆積事業

3 事業が小規模埋立事業である場合の許可年月日及び許可番号

年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号

4 改善計画の内容（該当する番号を○で囲むこと。）

- (1) 汚染土壌の一部撤去
- (2) 汚染土壌の全部撤去
- (3) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第6に定める方法による汚染除去等の措置
- (4) 土砂等の崩落等の防止措置
- (5) その他（ ）

5 添付書類

土壌一部撤去計画書、汚染除去措置計画書又は崩落等防止措置計画書及び工程表

6 措置の施工期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第5条関係）

小規模埋立事業改善措置完了報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付け我孫子市達（ ）第 号により命令のあった措置については、次のとおり実施したので報告します。

1 土砂等の埋立て等の位置及び事業区域の面積

我孫子市 番地 ほか 筆
平方メートル

2 措置を講じた土砂等の埋立て等の区分（該当する番号を○で囲むこと。）

- (1) 土砂等の埋立事業
- (2) 小規模一時堆積事業

3 事業が小規模埋立事業である場合の許可年月日等

年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号

4 措置の内容（該当する番号を○で囲むこと。）

- (1) 汚染土壌の一部撤去
- (2) 汚染土壌の全部撤去
- (3) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第6に定める方法による汚染除去等の措置
- (4) 土砂等の崩落等の防止措置
- (5) その他（ ）

5 添付書類

土壌一部撤去実施報告書、汚染除去措置実施報告書又は崩落等防止措置実施報告書及び写真

6 措置の完了年月日

年 月 日

公共的団体認定申請書

我孫子市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

②

電話番号
担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、小規模埋立事業に係る公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別の出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款
- 2 履歴事項全部証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第5号（第6条関係）

公共的団体認定通知書

我孫子市指令（ ）第 号
年 月 日

所在地
団体名 名称
代表者名 様

我孫子市長



貴団体は、我孫子市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第1項第1号に規定する公共的団体であると認定したので、通知します。

1 施工する公共事業の施工場所及び事業名

施工場所 我孫子市 番地 ほか
事業名

2 公共事業の施工期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 公共事業に伴い施工する小規模埋立事業の区分

土砂等の埋立事業 ・ 小規模一時堆積事業

4 小規模埋立事業区域の面積及び土砂等の搬入量又は年間搬入量

平方メートル

立方メートル

様式第6号（第7条関係）

（表）

小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書

私（土地所有者）は、小規模埋立事業許可申請者からの裏面の説明事項を確認し、土砂等の埋立事業に異議がないので、次の所有地を当該事業に使用することに同意します。

- 1 事業許可申請者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

- 2 土地使用の同意期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 3 同意する所有地

総面積

平方メートル（登記簿面積）

筆内訳

所在及び地番	地目	地積（登記簿） （平方メートル）	摘要

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（同意者）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

電話番号

注意事項

- 1 この同意書の裏面にも記入すること。
- 2 土地所有者（同意者）の印は、印鑑登録している印を押印すること。
- 3 この同意書には土地所有者（同意者）の「印鑑登録証明書」を添付すること。
- 4 土地所有者（同意者）が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
- 5 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、摘要欄にその期間を記載すること。

(裏)

小規模埋立事業許可申請者から説明を受けた期日	年 月 日
同意するに当たり、説明を受けて確認した事項の番号を○で囲むこと。	
説明事項	1 事業許可申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 2 小規模埋立事業区域の位置及び面積 3 現場事務所（土砂等の搬入を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名（現場事務所を当該小規模埋立事業区域に設置することができない場合は、現場事務所と同等の機能を有する事務所の所在地並びに当該小規模埋立事業を管理する施工責任者の氏名及び職名） 4 小規模埋立事業に使用される土砂等の量 5 小規模埋立事業を施工する期間 6 小規模埋立事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造 7 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項 8 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 9 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項 10 その他（ ）
	小規模埋立事業の施工途中で当該事業に同意した土地所有者が変更した場合は、変更後の土地所有者は次の事項についても確認し、確認した事項の番号を○で囲むこと。
	1 土地所有者が変更した時点までの小規模埋立事業の施工状況 2 その他（ ）

様式第7号（第7条関係）

（表）

小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書

私（土地所有者）は、小規模一時堆積事業許可申請者からの裏面の説明事項を確認し、小規模一時堆積事業に異議がないので、次の所有地を当該事業に使用することに同意します。

- 1 事業許可申請者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

- 2 土地使用の同意期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 3 同意する所有地

総面積

平方メートル（登記簿面積）

筆内訳

所在及び地番	地 目	地積（登記簿） （平方メートル）	摘 要

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

（同意者） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

注意事項

- 1 この同意書の裏面にも記入すること。
- 2 土地所有者（同意者）の印は、印鑑登録している印を押印すること。
- 3 この同意書には土地所有者（同意者）の「印鑑登録証明書」を添付すること。
- 4 土地所有者（同意者）が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
- 5 土地使用の同意期間が筆ごとに異なる場合は、摘要欄にその期間を記載すること。

(裏)

小規模一時堆積事業許可申請者 から説明を受けた期日	年 月 日
同意するにあたり、説明を受けて確認した事項の番号を○で囲むこと。	
説 明 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 事業許可申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）2 小規模一時堆積事業区域の位置及び面積3 現場事務所（土砂等の搬入及び搬出を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他小規模一時堆積事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名（現場事務所を当該小規模一時堆積事業区域に設置することができない場合は、現場事務所と同等の機能を有する事務所の所在地並びに当該小規模一時堆積事業を管理する施工責任者の氏名及び職名）4 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量5 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の堆積の構造6 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造7 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置8 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項9 その他（ ）
	小規模一時堆積事業の施工途中で当該事業に同意した土地所有者が変更した場合は、変更後の土地所有者は次の事項についても確認し、確認した事項の番号を○で囲むこと。
	<ol style="list-style-type: none">1 土地所有者が変更した時点までに作成された土砂等管理台帳2 土地所有者が変更した時点までの小規模一時堆積事業の施工状況3 その他（ ）

小規模埋立事業区域内施工同意書

私（権利者）は、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第2項の規定により、小規模埋立事業許可申請者から説明のあった小規模埋立事業の内容を確認し、当該事業に異議がないので、次の権利地において施工することに同意します。

- 1 小規模埋立事業の区分（該当する事業を○で囲むこと。）
埋立事業 ・ 一時堆積事業
- 2 事業許可申請者から事業説明を受けた期日
年 月 日
- 3 事業許可申請者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
住 所
氏 名
- 4 保有する権利の区分（該当する権利を○で囲むこと。）
地上権 ・ 永小作権 ・ 質権 ・ 賃借権
- 5 施工の同意期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 同意する権利地

所在及び地番	地 目	地積（登記簿） （平方メートル）	保有する 権利の名称	摘 要

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（同意者）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

注意事項

- 1 権利者（同意者）の印は、印鑑登録している印を押印すること。
- 2 この同意書には権利者（同意者）の「印鑑登録証明書」を添付すること。
- 3 権利者（同意者）が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
- 4 施工の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、摘要欄にその期間を記載すること。

様式第9号（第7条関係）

小規模埋立事業区域内土地所有者変更届

年 月 日

我孫子市長 あて

届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（許可事業者）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

小規模埋立事業区域内の土地所有者が変更したので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番） ほか 筆
小規模埋立事業の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更前の小規模埋立事業に同意した土地所有者の住所及び氏名	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
土地所有者が変更した期日	年 月 日
変更後の小規模埋立事業に同意した土地所有者の住所及び氏名	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
土地所有者が変更した事由区分 （該当事項を○で囲むこと。）	譲受け ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

添付書類

- 1 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書（様式第6号）又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第7号）
- 2 土地所有者が変更したことを確認できる書類（登記簿謄本等）
- 3 小規模埋立事業に同意した土地の公図の写し

(表)

土砂等の埋立て等事前計画書

年 月 日

我係子市長 あて

事業者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
Ⓜ
電話番号
担当者名

次のとおり土砂等の埋立て等(埋立て・一時堆積)を伴う事業を計画しているので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

1 設計担当者の連絡先

(住所)

(電話番号)

(事業者名)

(担当者名)

2 土砂等の埋立て等の土地地番、面積、所有者等(筆数が多い場合は、別に記載の上添付すること。)

字名・地番	地目	地積(m ²)	所有者氏名	所有者住所
事業予定面積				

3 土砂等の埋立て等の区分(該当する番号を○で囲むこと。)

- (1) 事業区域内での切土のみ(発生する切土の全量搬出のみ)
- (2) 事業区域内で切土により発生した土砂等による埋立て(余剰切土の一部搬出を含む。)
- (3) 事業区域外から搬入する土砂等による埋立て(区域内の切土との併用を含む。)
- (4) 事業区域外から搬入する土砂等の一時堆積(土地の形質変更をしないものに限る。)

(裏)

4. 埋立て等の計画概要

区 分	面 積 (S)	最大の高さ	平均高さ(h)	土砂等の量(V)
B 切土する区域	m ²	— m	— m	m ³
C 切土による盛土の区域	m ²	m	m	m ³
D 搬入土砂等の埋立て区域	m ²	m	m	m ³
E 地盤を変更しない区域	m ²	m	m	m ³
A 事業全体の区域面積	m ²			

・事業区域面積A=B+C+D+Eであること。(表面の地積の事業予定面積と概ね一致すること。)

・土砂等の量(V)=(S)×(h)であること。(搬入・搬出の土砂量は次の合計量と概ね一致すること。)

※ 農地・山林造成以外は、現地に草木が全くない場合を除いて、現地でのすき取り土厚は15cmとみなし、当該すき取り土は、埋立て等に使用する土砂等として算入しないものとする。

5. 一時堆積の計画概要 (短辺×長辺=堆積面積(S)は300m²、高さは5m未満であること。)

区 分	短辺の長さ	長辺の長さ	堆積面積(S)	平均高さ(h)	土砂堆積量(V)
一時堆積	m	m	m ²	m	m ³

6. 土砂等の搬入予定量 (土砂等の発生元欄には、なし、未定、土砂等発生元の工事名などを記載すること。)

土砂等の発生元 (工事名、所在地等)	予定量 (m ³)	建設残土の有無
		有・無
		有・無
		有・無
合 計 (上記D欄の土砂等の量)		

7. 土砂等の搬出予定量 (土砂等の搬出先欄には、なし、未定、土砂等の搬出先堆積場名などを記載すること。)

土砂等の搬出先 (堆積場名、工事名及び所在地等)	予定量 (m ³)	搬出期間
		/ ~ /
		/ ~ /
合 計 (上記B欄-C欄の土砂等の量)		

8. 事業の施工期間及び土砂等の埋立て又は一時堆積の期間 (下段)

事業施工期間 年 月 日から 年 月 日まで

(うち埋立ての施工又は一時堆積の期間 年 月 日から 年 月 日まで)

9. 添付書類

開発行為以外の 場合	①事業区域の見取図 (周辺家屋等の状況が分かるもの。搬入・搬出経路を記載すること。) ②事業区域の現況平面図 (切土・盛土又は一時堆積の範囲を記載すること。) ③事業完了時の計画平面図 (埋立ての場合は、縦・横断面又は輪郭構造を併記すること。) ④暴力団排除に関する誓約書 (様式第11号) 及び届出者が個人の場合は本籍の記載された住民票、法人又は団体の場合は履歴事項全部証明書
開発行為の場合	①事業区域の見取図 (周辺家屋等の状況が分かるもの。搬入・搬出経路を記載すること。) ②我孫子市開発行為事前協議申請書 (我孫子市開発行為に関する条例施行規則様式第1号) に交付印が押されたものの写し

様式第11号（第8条関係）

（表）

暴力団排除に関する誓約書

私
当社（団体）は、次の1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、我孫子市の求めに応じ、当方の役員等名簿及び履歴事項全部証明書を提出するとともに、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第33条の2の規定に基づき、これらの書類から確認できる範囲で個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 許可の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員（我孫子市暴力団排除条例（第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 埋立事業者として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な要求を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 埋立事業に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて許可担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） 設計・事務手続委託業者、施工業者、土砂等運搬業者等の埋立事業関連業者、土木資材・機材等のリース会社等が上記1に該当することを知りながら、引き続き当該埋立事業に関与させている者

我孫子市長 あて

年 月 日

住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）

生年月日（個人の場合のみ）

氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）

※ 個人の場合は本籍記載の住民票を添付し、法人又は団体の場合は（裏面）役員等名簿に全ての役員等の氏名・生年月日・性別・住所を記載し、履歴事項全部証明書を添付すること。

(裏)
役員等名簿

法人(団体)名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

注 法人又は団体の場合には、履歴事項全部証明書に記載されている役員等全員を記入してください。

様式第12号(その1)(第9条関係)

小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)許可申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第1項の規定により、小規模埋立事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立事業区域の位置	(所在及び地番) ほか 筆 (別紙「地番一覧」のとおり)
小規模埋立事業区域の面積	(実測面積) 平方メートル
現場事務所その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画	別添図面 のとおり
現場事務所の位置又は管理事務所の所在地	(所在及び地番) (連絡先電話番号)
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	(職名) (氏名)
小規模埋立事業に使用される土砂等の量	(搬入予定量) 立方メートル
小規模埋立事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造	別添図面 のとおり
小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画	別紙のとおり
施工期間中の小規模埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出の防止措置	別添施工図面 のとおり
申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所	(住所) (氏名)

様式第12号 (その2) (第9条関係)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。 (1及び2の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票(本籍が記載されたものに限る。以下同じ。)の写し(申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し) 2 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し 3 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図 4 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図(小規模埋立事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) 5 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図の写し 6 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表(様式第13号) 7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し 8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険被保険者証の写し (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し (3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し 9 小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)に使用される土砂等の搬入計画書(様式第14号) 10 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書(ほぐし土量換算) 11 土質試験等に基づく埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書 12 擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図 13 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 14 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書 15 小規模埋立事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面 16 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)区域内土地使用同意書(様式第6号)又は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書(様式第7号)(当該土地の所有者又は管理者が公共的団体である場合は、当該公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類) 17 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書(様式第8号) 18 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書(様式第15号) 19 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 20 小規模埋立事業事前協議結果報告書(様式第16号) 21 第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 22 現場事務所を代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないこと理由書(様式第17号) 23 小規模埋立事業区域が文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し 24 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し 25 その他()
------------------	--

様式第 13 号 (第 9 条関係)

現場責任者 (施工責任者) 選任証書兼現場組織表

年 月 日

我孫子市長 あて

事業者 住所又は本店の所在地
(証明者)

氏名又は名称

電話番号

申請する小規模埋立事業に係る現場責任者 (施工責任者) として、次の者を選任したことを証明します。
また、当該事業の施工に係る体制及び災害等の緊急連絡先について、次の現場組織表のとおり報告します。

1 現場責任者 (施工責任者)

氏名及び生年月日 (年 月 日)

所属する施工事業所名

施工事業所の所在地

施工事業所における役職等

連絡先電話番号 (事業所)

(責任者)

2 現場組織表 (連絡先)

第一順位 現場責任者 (施工責任者) 前記のとおり

第二順位 施工事業所 前記のとおり

第三順位 事業 (証明) 者 前記証明者のとおり

第四順位 土地所有者 氏名

住所

電話番号

注意事項

第二順位以下は施工事業者事務所、申請者、土地所有者を適宜記載すること。

小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書

- 1 土砂等を搬入する小規模埋立事業の所在地 我孫子市 番地 ほか 筆
 2 土砂等の搬入経路（最寄の幹線道路まで位置図の赤線で併記（経路が異なる場合は、路線別に番号を付記）
 3 土砂等の搬入時間（午前 7 時から午後 7 時まで） 時 分から 時 分まで
 4 搬入車両の大きさ及び一日最大使用台数 トン積載車 台/日

番号	搬入土砂の発生場所（所在地） 搬入土砂の発生元事業者名 （発施工事名・堆積場名及び事業者名）	搬入計画内容			搬入土砂等の 性質（区分）	備考
		今回搬入 予定量	一日最大搬入量	搬入期間		
1	所在地 事業者名 事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで		
2	所在地 事業者名 事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで		
3	所在地 事業者名 事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで		
4	所在地 事業者名 事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで		
5	所在地 事業者名 事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで		
土砂等搬入総量（埋立て土量）		m ³				

- (注) 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める者合別表第 1 の区分を記載すること。
 2 搬入計画欄には、土砂等の発生元別又は土砂等の量が 5,000 m³以内ごとに記載し、搬入総量（埋立総量）を下欄に記載すること。
 3 土砂等の搬入量は、併せて土量換算（国土交通省土木工事標準積算基準書に準拠）して記載すること。

(表)

小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号
担当者名

小規模埋立事業を施工するに当たり、周辺関係者への事業の説明状況について、次のとおり報告します。

- 1 小規模埋立事業の位置 (所在及び地番)
2 説明状況

ほか 筆

隣接地の地番等	周辺関係者の住所・氏名・電話番号	説明日時	説明方法及び説明事項	同意	要望・意見 (同意しない場合は理由)	同意があれば 認印又は署名
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		

(裏)

隣接地の地番等	周辺関係者の住所・氏名・電話番号	説明日時	説明方法及び説明事項	同意	要望・意見 (同意しない場合は理由)	同意があれば 認印又は署名
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		
		/	訪問説明 説明会 文書配布	有 無		

備考

- 1 周辺関係者とは、隣接地の所有者、周辺住民、水利権者等をいう。
- 2 周辺住民は、世帯主を代表者として氏名を記入のこと。

添付書類

- 1 説明を実施した範囲を示す図面（見取図）を添付すること。
- 2 記入欄が多数になる場合は、本様式（表部分のみ）を別紙により作成し添付すること。
- 3 説明相手から要望書、承諾書等の提出があった場合や、協定書を締結した場合は、それらの写しを添付すること。

様式第16号（第9条関係）

小規模埋立事業事前協議結果報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名

小規模埋立事業を計画するに当たり、関係各課との事前協議結果について次のとおり報告します。

No.	日 時	協 議 の 内 容 及 び 結 果
	課 名 担当職員名	
1		
2		
3		
4		
5		

注意事項

- 1 必要に応じて、説明に用いた計画概要書、環境保全上の留意事項説明書の写しを添付すること。
- 2 事業に係る協議関係課との覚書又は協定書、行政機関の承諾書又は許可書等の写しを添付すること。

様式第 17 号 (第 9 条関係)

年 月 日

現場事務所を設置しないことの理由書

我孫子市長あて

申請者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

次の理由により、やむを得ず現場事務所を設置することができないため、現場事務所を設置せずに小規模埋立事業の許可を受けたいので申請します。

1 理由

2 管理事務所の所在地等

電話番号

FAX 番号

3 施工責任者名

(注意事項)

管理事務所は、関係書類等の縦覧場所及び連絡先の用途に使用するものとし (条例第 19 条及び規則第 22 条)、現場には、施工責任者を配置すること (条例第 13 条第 1 項第 3 号)。

様式第 18 号（その 1）（第 9 条関係）

小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）許可申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
 ㊟

電話番号
 担当者名

我孫子市理立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、小規模一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模一時堆積事業区域の位置	(所在及び地番) ほか 筆 (別紙「地番一覧」のとおり)
小規模一時堆積事業区域の面積	(実測面積) 平方メートル
現場事務所その他小規模一時堆積事業に供する施設の設置計画	別添図面 のとおり
現場事務所の位置又は管理事務所の所在地	(所在及び地番) (連絡先電話番号)
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	(職名) (氏名)
小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量	年間搬入予定量 m^3 (一日平均 m^3) 年間搬出予定量 m^3 (一日平均 m^3)
小規模一時堆積事業の施工期間	年 月 日 から 年 月 日まで
小規模一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造	別添図面 のとおり
事業区域の表土と土砂等が遮断される構造である場合の構造	別添図面 のとおり
土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置	別添図面 のとおり
申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所	(住所) (氏名)

様式第18号（その2）（第9条関係）

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。 （1及び2の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し） 2 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し 3 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図 4 小規模一時堆積事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し 5 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号） 6 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し 7 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> （1）健康保険被保険者証の写し （2）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し （3）住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し 8 小規模一時堆積事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面 9 小規模一時堆積事業区域内の土地に申請者と異なる土地所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書 10 小規模一時堆積事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書 11 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第15号） 12 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 13 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第16号） 14 第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し 15 現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないこと理由書（様式第17号） 16 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し 17 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 18 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 19 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図 20 小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書（様式第19号） 21 その他（）
------------------	--

小規模埋立事業 (小規模一時堆積事業) に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書

- 1 土砂等を搬入する小規模埋立事業の所在地 我孫子市 番地 ほか 等
- 2 土砂等の搬入経路 (最寄の幹線道路まで位置図の赤線で併記 (経路が異なる場合は、路線別に番号を付記))
- 3 土砂等の搬入時間 (午前 7 時から午後 7 時まで) 時 分から 時 分まで
- 4 搬入車両の大きさ及び一日最大使用台数 トン積載車 台/日
- 5 堆積区画毎の土砂等の搬入・搬出計画

堆積区画の名称							
搬入	搬入土砂の発生場所 (所在地) 搬入土砂の発生元事業者名 (発生工事名・堆積場名及び事業者名)		搬入計画			搬入土砂等の 性質 (区分)	備考
			初回搬入 予定量	一日最大 搬入量	搬入期間		
1	所在地 事業者名	事業者名	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで 実日数 日		
搬出	当該堆積区画の 最大堆積量	搬出計画				土砂等の搬出先 (所在地) 搬出先の工事名又は事業者名	
		搬出先の区分	初回搬出 予定量	一日最大 搬出量	搬出期間		
1	m ³	市内・県内・県外	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで	所在地 工事名又は事業者名	
2		市内・県内・県外	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで	所在地 工事名又は事業者名	
3		市内・県内・県外	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで	所在地 工事名又は事業者名	
4		市内・県内・県外	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで	所在地 工事名又は事業者名	
5		市内・県内・県外	m ³	m ³	年 月 日から 年 月 日まで	所在地 工事名又は事業者名	

- (注) 1 この搬入・搬出計画書は、搬入土砂等の発生元に応じた堆積区画ごとに作成し、搬入・搬出量等を記載すること。
 2 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 の区分を記載すること。
 3 土砂等の搬入量は、ほてし土量換算 (国土交通省土木工事標準積算基準書に準拠) して記載すること。

様式第 20 号 (第 10 条関係)

(表)

小規模埋立事業許可(不許可)決定通知書

我孫子市指令()第 号
年 月 日

様

我孫子市長

目

年 月 日付けで申請のあった小規模埋立事業については、我孫子市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 9 条第 1 項の規定により次のとおり許可(不許可と)する。

1 許可する小規模埋立事業の区分

土砂等の埋立事業 ・ 小規模一時堆積事業

2 小規模埋立事業区域の位置及び面積

我孫子市 番地 ほか 筆
平方メートル

3 許可の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 許可する土砂等の搬入量又は年間搬入量

立方メートル(ほぐし土量換算)

5 許可条件(裏面)又は不許可の理由

教示

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。)
- また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として(訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏)

許 可 条 件

- 1 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号。以下「条例」という。）の規定を遵守すること。
- 2 本許可申請書類その他市長に提出した書類及び図面の写しを、施工期間中は市長が指定する現場事務所等に保存し、利害関係者の縦覧に供すること。
- 3 次の各項のいずれかに該当する場合（応急工事を除く。）は、速やかに小規模埋立事業を停止し、我孫子市生活衛生課に連絡すること。
 - (1) 小規模埋立事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した場合
 - (2) 小規模埋立事業の施工中において、小規模埋立事業区域以外の地域へ土砂等の崩落、飛散、流出等のおそれが生じ、又は発生した場合
- 4 上記3の行為が確認された場合は、速やかに小規模埋立事業改善計画書（様式第2号）を提出し、我孫子市生活衛生課に届け出るとともに定期的に市職員の確認を受けること。この場合において、完了確認が得られるまでは小規模埋立事業の再開はできないものとする。
- 5 小規模埋立事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止について、土砂発生元、運搬業者及び従業員に周知徹底させ指導すること。
- 6 現場責任者又は施工責任者は、作業時間内は小規模埋立事業場内に常に駐在し、現場監督を行うとともに立入検査、現地調査等に立ち会うこと。
- 7 上記立入検査、現地調査等の際に、市職員が必要と認めた場合、小規模埋立事業区域内の土砂等及び排水のサンプルの採取について協力すること。
- 8 小規模埋立事業区域と小規模埋立事業区域以外の地域との境界を示す杭等を設置すること。また、許可期間内において杭等が破損した場合は、遅滞なく補修すること。
- 9 本許可期間内において、他法令等の許認可等の期間が満了する場合又は新たに他法令等の許認可等を必要とする場合は、遅滞なく当該許認可等の手続を行い、新たに当該許認可等を受けるとともに、当該許認可等の写しを提出すること。
- 10 小規模埋立事業の施工については、小規模埋立事業施工計画書の工程及び施工のとおり行うこと。
- 11 改良汚泥等の産業廃棄物は、一切搬入しないこと。
- 12 土砂等を搬入する際には、必ず事前に条例第16条に基づく小規模埋立事業土砂等搬入届（様式第27号）を我孫子市生活衛生課に提出すること。
- 13 各関係機関からの意見を十分遵守の上、事業を遂行すること。
- 14 土地所有者が条例第29条第3項による当該事業の施工状況を定期的に把握する行為を拒まないこと。
- 15 小規模埋立事業場への搬入土砂等の管理（搬入伝票と土砂等搬入届との突合せ等）を十分に行うこと。
- 16 小規模埋立事業に伴い、周辺住民との間に問題が生じた場合は、許可を受けた者（以下「事業者」という。）の責任において調整を行うこと。
- 17 小規模埋立事業の施工によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき、小規模埋立事業場の周辺地域の農林水産物その他に被害を及ぼしたとき、又は周辺の生活環境が損なわれたときは、事業者の責任において、補償又は原状回復を行うこと。

様式第 21 号 (第 11 条関係)

小規模埋立事業許可申請取下げ申出書

年 月 日

我孫子市長 あて

申出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

☐

電話番号

担当者名

年 月 日に提出した小規模埋立事業等に係る申請については、次のとおり取り下げます。

- 1 申請した小規模埋立事業の区分 (該当する事業を○で囲むこと。)
土砂等の埋立事業 ・ 小規模一時堆積事業
- 2 小規模埋立事業区域の位置
我孫子市 番地 ほか 筆
- 3 取り下げる申請の区分 (該当する事業を○で囲むこと。)
事業許可 ・ 変更許可 ・ 譲受け許可 ・ 許可手数料の減免
- 4 取下げの理由

様式第 22 号 (第 12 条関係)

(表)
小規模埋立事業 (土砂等の埋立事業) 届出書

年 月 日

我孫子市長 あて

届出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

☑

電話番号

担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 11 条の 2 の規定により、小規模埋立事業を施工するので、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

小規模埋立事業区域の位置	(所在及び地番)	ほか	筆
小規模埋立事業区域の面積	(実測面積)	平方メートル	
現場事務所その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画	別添図面	のとおり	
現場事務所の位置又は管理事務所の所在地	(所在及び地番) (連絡先電話番号)		
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	(職名)	(氏名)	
小規模埋立事業に使用される土砂等の量 (ほぐし土量換算)	(搬入予定量)	立方メートル	
小規模埋立事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日		
事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造	別添図面	のとおり	
小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画	別紙のとおり		
施工期間中の小規模埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出の防止措置	別添施工図面	のとおり	
届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所	(住所) (氏名)		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。 (2及び3の書類については、申請日前6月以内にこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。)</p> <ol style="list-style-type: none">1 開発行為許可通知書の写し2 開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該届出者に係る住民票の写し（当該届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書）3 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し4 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図5 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）6 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 健康保険被保険者証の写し(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し9 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量及び搬入計画書10 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書11 開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該開発行為申請者と当該届出者が当該小規模埋立事業に関して請負関係にあることを証する書面12 その他市長が必要と認める書類
------------------	--

様式第 23 号 (第 13 条関係)

小規模埋立事業届出受理書

年 月 日

様

年 月 日付けの届出書については、次のとおり受理します。

我孫子市長



届出書の名称	1 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）届出書（様式第 2 2 号） 2 開発許可承継届（様式第 2 6 号）
届出の根拠	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（第 1 1 条の 2 ・第 1 4 条の 2）
受理の年月日 及び番号	
小規模埋立事業 区域の位置	
小規模埋立事業 区域の面積	
小規模埋立事業 の施工期間	
その他	

様式第 24 号 (第 17 条関係)

(表)
小規模埋立事業変更許可申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
(許可事業者)
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
⑩

電話番号
担当者名

年 月 日付け我孫子市指令 () 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 14 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した 事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち変更に係る書類のみ提出すること。 添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1 申請者に係る住民票の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員に係る住民票の写し）2 申請者の法定代理人に係る住民票の写し3 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図4 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業区域の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）5 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し6 現場責任者又は施行責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）7 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し8 小規模埋立事業を行おうとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 健康保険被保険者証の写し(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(3) 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し9 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）10 安定計算を記載した計算書11 擁壁の断面図及び背面図12 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書13 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書14 小規模埋立事業が別表第3に掲げる行為に該当することを証する書面15 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書（様式第6号）若しくは小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第7号）又は公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類16 小規模埋立事業区域内施工同意書（様式第8号）17 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第15号）18 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と締結した覚書、協定書等の写し19 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第16号）20 協議担当課と締結した覚書、協定書等の写し21 現場事務所を設置しないこと理由書（様式第17号）22 小規模埋立事業区域が文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し23 千葉県土砂運搬適正化対策要綱（昭和46年9月3日千葉県決定）に基づく土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し24 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）25 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）26 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の構造図27 その他（ ）

様式第 25 号 (第 17 条関係)

小規模埋立事業軽微変更届

年 月 日

我孫子市長 あて

届出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
(許可事業者)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け我孫子市指令 () 第 号で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 14 条第 6 項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
住所 (所在地) 又は氏名 (法人の名称又は代表者の氏名)		
法定代理人の氏名又は住所		
現場事務所の位置又は管理事務所の所在地		
現場責任者又は施工責任者の氏名又は職名		
小規模埋立事業に使用される土砂等の量 (小規模一時堆積事業の場合は搬入及び搬出の予定量)		
使用される土砂等の発生場所又は採取場所		
小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画		
小規模埋立事業区域内の排水施設の構造		
小規模埋立事業区域外に設けた柵の構造		
変 更 の 理 由		

注意事項

- 1 住所又は氏名の変更の場合は住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合は法人登記簿謄本を添付すること。
- 2 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写しを添付すること。

様式第 26 号 (第 18 条関係)

開発許可承継届

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で届出をした事項について変更が生じたので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 14 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更する内容 (該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。)

- (1) 氏名及び住所 ()
- (2) 小規模埋立事業の位置及び面積 ()
- (3) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量 ()
- (4) 小規模埋立事業を施工する期間 ()
- (5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項 ()
- (6) その他 ()

2 変更の理由

注 開発行為の許可を受けた者と届出者が異なる場合は、開発行為の許可を受けた者の同意を得たことを証する書面を添付すること。

様式第 27 号 (第 19 条関係)

小規模埋立事業土砂等搬入届

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
(許可事業者)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

Ⓜ

電話番号

担当者名

年 月 日付け (我孫子市指令 () 第 号で許可を受けた・第 号で届出をした) 小規模埋立事業について、土砂等を搬入したいので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 16 条の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 小規模埋立事業の区分 (該当する事業を○で囲むこと。)
埋立事業 ・ 一時堆積事業
- 2 小規模埋立事業区域の位置 (所在及び地番) ほか 筆
- 3 小規模埋立事業の許可期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 搬入土砂等の発生場所及び発生元事業者の連絡先
発生場所の所在及び地番
発生場所の名称
発生元事業者 (所在地)
(名称及び代表者の氏名)
(電話番号)
- 5 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真 別添のとおり
- 6 土砂等の搬入予定量 立方メートル
うち今回の搬入量 立方メートル
- 7 土砂等の搬入期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 8 土砂等の運搬事業者 (すべて記載のこと。)
(所在地) (所在地)
(名称及び代表者氏名) (名称及び代表者氏名)
(電話番号) (電話番号)

注 発生場所の名称については、搬入土砂等の発生元の工事名又は一時的堆積場名等を記入すること。

様式第 28 号 (第 19 条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

(搬出先事業者名) 様

発生元事業者 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)
(証明者)

事業者名 (法人の場合は名称及び代表者又は工事責任の氏名)
Ⓜ

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

土砂等の発生元工事名		
発生元工事の施工場所	(所在及び地番)	
発生元工事の発注者の住所及び氏名	(住所) (氏名)	
発生元工事の施工期間	年 月 日～ 年 月 日	
当該工事の土砂発生総量 (うち搬出契約量)	(立方メートル 立方メートル)	
今回証明の搬出土砂量 (5,000㎡以内)	立方メートル	
搬出土砂の地質分析 (濃度) 結果証明書の有無	有・無 (有の場合は証書発行番号)	
発生土砂等の区分		
搬出土砂の運搬契約者	(住所) (氏名)	(住所) (氏名)
土砂等の搬出先事業者の住所及び氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)	埋立事業者	(住所) (氏名)
	一時堆積事業者	(住所) (氏名)

注 発生土砂の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

様式第 29 号 (第 19 条関係)

地質検査試料採取調書

年 月 日

我孫子市長 あて

採取者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

所属 (法人の場合は名称)

職氏名

㊟

電話番号

別添地質分析 (濃度) 結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び検体番号等	(検体区分) (検体番号) (当該検体に係る地質分析 (濃度) 結果証明書の発行番号)
報告区分 (該当事項を○開みすること)	搬入土砂 ・ 定期検査 ・ 廃止検査 ・ 完了検査 その他 ()
試料の採取年月日	
試料採取時の天候	
試料採取深度	

様式第 30 号 (第 19 条関係)

地質分析 (濃度) 結果証明書					年 月 日
<p>標</p> <p>発行番号 分析機関名 代 表 者 所 在 地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士</p>					<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 4 6 号) 附表に定める方法により検証を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体区分・番号)</p>
					<p>発行番号 分析機関名 代 表 者 所 在 地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士</p>
計量の対象	単 位	測定値	定量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.003	<p>土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 4 6 号) 別表に定める方法。</p>
全シアン	mg/l			不検出	
有機磷	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	
土壌酸度 (pH)			検液に対し 8.1 未満		地盤工学会基準 (JGS0211-200*) 土懸濁液の pH 試験方法
農用地田 に限る。	砒素	mg/kg		15	<p>農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令 (昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法</p> <p>農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令 (昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法</p>
	銅	mg/kg		125	
検 体 の 性 状	形 状		色		に 関 係 する 事 項
備考	発生場所: 発生事業者名:	工事名:			

* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

様式第 31 号（第 19 条関係）

公共事業発生土砂等承認申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 16 条の規定により、我孫子市内における小規模埋立事業に使用する土砂等が公共事業により発生し、又は採取された土砂等であり、同条例第 6 条に規定する安全基準に適合していることについて承認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

土砂発生元の公共事業名	
公共事業の主たる施工場所	(所在及び地番)
公共事業発注者	(所在地) (名称及び代表者の氏名)
当該事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該事業に係る土砂発生総量 (うち申請に係る土砂量)	立方メートル (立方メートル)
今回の処分に係る土砂の量 (5,000m ³ 以内)	立方メートル
今回の処分に係る土砂の地質分析 (濃度) 結果証明書の有無	有 ・ 無 (有の場合は証書発行番号)
発生土砂の区分	
今回の搬出に係る土砂の運搬契約者の住所及び氏名	(住所) (氏名)
今回の搬出に係る土砂の搬出先の小規模埋立事業者	(住所) (氏名)

注意事項

発生土砂の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

添付書類

- 公共事業に係る受注契約書の写し、又は公共事業により発生した土砂等であることを公共団体が証する証明書
- 今回の処分に係る土砂等の地質分析（濃度）結果証明書（様式第 30 号）又は土砂発生元の公共事業を監督する公共団体の職員等が証する土砂等が安全基準に適合していることの保証書
- 土砂等の発生場所の位置図

様式第 32 号 (第 19 条関係)

土砂等採取元証明書

年 月 日

(売渡・譲渡先事業者名) 様

採取事業者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
(証明者)

事業者名 (法人の場合は、名称及び代表者又は
採取現場責任者の氏名)

電話番号

㊞

売渡・譲渡先事業者が我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき小規模埋立事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可を受けている次の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

採取場の認可番号等	年 月 日
認可を受けた採取場名	
当該採取場の主たる所在地	(所在及び地番)
当該採取場の認可採取期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該採取場の認可採取量	立方メートル
今回の証明に係る土砂等の売渡・譲渡先事業者	(住所) (氏名)
今回の証明に係る土砂の搬出先小規模埋立事業区域の位置	(所在及び地番)
土砂等の売渡・譲渡の契約量	立方メートル
今回の証明に係る土砂等の量 (5,000m ³ 以内)	立方メートル
今回の証明に係る土砂等の引渡し期間	年 月 日から 年 月 日まで
今回の証明に係る土砂等の運搬契約事業者	(住所) (氏名)

様式第 33 号 (第 20 条関係)

小規模埋立事業 (土砂等の埋立事業) 状況報告書

年 月 日

我孫子市長あて

報告者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
 (許可事業者) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
 電話番号
 担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令 () 第 号				
小規模埋立事業区域の位置	(所在及び地番) ほか 筆				
小規模埋立事業区域の面積 (うち実施済面積)	平方メートル (平方メートル)				
小規模埋立事業に使用される土砂等の量 (うち実施済量)	立方メートル (立方メートル)				
今回の報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで				
発生場所・工事名等	搬入予定量 (m ³)	前回累計量 (m ³)	今回報告量 (m ³)	累計量 (m ³)	摘要
合 計					

様式第 34 号 (第 20 条関係)

土砂等管理台帳

(年 月分)

事業許可を受けた事業者名		堆積事業の許可番号等	年 月 日 裁許字由指合()第 号
一時堆積事業区域の位置 (所在及び地番) ほか 等		堆積事業の許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで
一時堆積事業区域の面積 平方メートル		一時堆積事業に使用される土砂等の搬入・搬出量	年間の搬入予定量 m^3 (1日平均 m^3) 年間の搬出予定量 m^3 (1日平均 m^3)
現場・施工責任者の職・氏名		責任者の連絡先電話番号	

搬入土砂等の発生元の事業者名 及び所在地	(地番)	搬入土砂等の発生 場所の所在地	(地番)	発生元工事の責任 者の職・氏名	(職名) (氏名)
搬入土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の買取り・譲受け契約量 m^3	土砂等搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	搬入土砂等の産源	契約事業者名	

堆 積 の 名 称		土砂の搬入区分・産源手段(土砂が区内・区外発生してあるか該当項目すべてに内・外を記入)		単積土砂の小規模埋立事業等への搬出				当該堆積場所 における堆積 現在量 (m^3)	備 考
日付	搬入量 (m^3)	1 発生場所からの 直接搬入	2 一時的堆積場から を経由し搬入	搬出先1 搬出量 (m^3)	搬出先2 搬出量 (m^3)	搬出先3 搬出量 (m^3)	搬 出 合計量 (m^3)		
前月末量									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
累計									

注意事項

- この土砂等管理台帳は、一つの発生場所から搬入した土砂等の「堆積位置」ごとに作成し、1日ごとに搬入・搬出過程を記入すること。
- この土砂等管理台帳は許可を受けた月から毎月末に作成し、3月ごとに当該台帳の写しを小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)状況報告書に添付して市に報告すること。
- この土砂等管理台帳は、事業許可を受けた日から1年ごとに閉鎖し、その後3年間保存すること。
- 搬入する土砂等の区分欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第35号（第20条関係）

小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）状況報告書

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（許可事業者）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
☑
電話番号
担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり報告します。

小規模一時堆積事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号			
小規模一時堆積事業区域の位置	（所在及び地番）			ほか 筆
堆積の名称				
今回の報告に係る期間	年 月 日 から 年 月 日（月末日）まで			
報 告 月	搬入量 （m ³ ）	搬出合計量 （m ³ ）	月末堆積現在量 （m ³ ）	摘 要
前回報告時の月末累積量 （当初許可月内の累計量）				
月の月間累計量				
月の月間累計量				
月の月間累計量				

注意事項

- 1 この報告書は、一つの発生場所から搬入した土砂等の堆積ごとに作成し、報告対象期間内すべての月分の土砂等管理台帳（写し）を添付すること。
- 2 搬入量、搬出量及び月末堆積現在量の欄については、添付する各月の土砂等管理台帳（写し）の月間累計の数量を転記すること。

様式第36号（第21条関係）

小規模埋立事業地質検査報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（許可事業者）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者名

㊤

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条第1項の規定により、地質の検査結果を次のとおり報告します。

小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
小規模埋立事業の区分 （該当事項を○囲みすること）	埋立事業 ・ 一時堆積事業
小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番） ほか 筆
報告の区分 （該当事項を○囲みすること）	定期報告 ・ 廃止（中止）報告 ・ 完了報告
試料の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
地質検査結果	別添地質分析（濃度）結果証明書 （証書発行番号 ）のとおり

小規模埋立事業周知標識

← 120cm以上 →	
↑ 小規模埋立事業周知標識 ↓	
事業の許可番号	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
事業の目的	
小規模埋立事業区域の所在地	(地番)
許可事業者の住所、氏名及び連絡先	住所
	氏名(名称)
	連絡先(電話番号)
90 cm 以上 小規模埋立事業の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
小規模埋立事業区域の面積	平方メートル
土砂等の発生場所又は採取場所及び搬入予定量 (小規模一時堆積事業の場合は、年間の土砂等の搬入及び搬出の予定量)	小規模埋立事業区域の見取図
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	
	職名 氏名
↓ 50cm以上 ↓	

様式第38号（第24条関係）

小規模埋立事業廃止（中止）届

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 （許可事業者）
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 担当者名

㊞

小規模埋立事業を廃止（中止）したので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
小規模埋立事業区域の位置	(所在及び地番) ほか 筆
小規模埋立事業の許可期間及び廃止の期日（中止の期間）	(許可期間) 年 月 日～ 年 月 日 (廃止期日) 年 月 日 (中止期間) 年 月 日～ 年 月 日
小規模埋立事業を廃止（中止）した場合は、小規模埋立事業区域の構造	別添図面 のとおり
事業を廃止（2月以上の中止）する場合の小規模埋立事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施工図面 のとおり
小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合、土砂等が堆積されている面積及び堆積量	(堆積面積) 平方メートル (堆積量) 立方メートル

注 小規模埋立事業区域の現状における現場写真を添付すること。

様式第39号（第25条関係）

小規模埋立事業に係る確認書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

届

書類受付年月日等	年 月 日	許可番号等	年 月 日 我孫子指令（ ）第 号
事業の区分	土砂等の埋立事業 ・ 小規模一時堆積事業		
小規模埋立事業 区域の位置	我孫子市	番地	ほか 筆
上記の小規模埋立事業に係る（完了・廃止）に係る確認をしたので、我孫子市土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例（第21条第4項・第22条第2項）の規定により通知します。 年 月 日（完了立入検査日）			
確認事項及び必要な措置	1 廃止の場合（該当箇所を○で囲むこと。） （1）土壌汚染の有無 有 無 （2）土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ア 対策済又は問題なし イ 対策の必要あり		
	2 完了の場合（該当箇所を○で囲むこと。） （1）適合 （2）不適合 理由：		
	3 土壌の汚染防止措置の確認区分（該当箇所を○で囲む） 搬入土砂等の地質検査 ・ 完了時における土壌の地質検査 ・ その他		

様式第40号（第26条関係）

小規模埋立事業完了届

年 月 日

我孫子市長 あて

届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（許可事業者）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者名

小規模埋立事業が完了したので、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番） ほか 筆
小規模埋立事業の許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
小規模埋立事業の完了期日	年 月 日
完了した小規模埋立事業区域の構造	別添図面 のとおり

様式第41号（第27条関係）

小規模埋立事業譲受け許可申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
（譲受者）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

☑

電話番号

担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第1項の許可を受けた者の地位を譲り受けたいので、同条例第23条第2項の規定により、次のとおり申請します。

譲り受けようとする小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指令（ ）第 号
譲り受けようとする小規模埋立事業の許可期間	年 月 日～ 年 月 日
譲り受けようとする小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番） ほか 筆
譲り受けようとする小規模埋立事業の許可を受けた者の氏名及び住所	住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	（職名） （氏名）
申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所	（住所） （氏名）
譲り受けの理由	

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）
- 2 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- 3 小規模埋立事業場の位置図及び付近の見取図
- 4 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書（様式第6号）又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第7号）及び小規模埋立事業区域内施工同意書（様式第8号）
- 5 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）
- 6 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し
- 7 譲受者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類
（1）健康保険被保険者証の写し
（2）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
（3）住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類（譲受け契約書の写し等）

様式第42号（第28条関係）

小規模埋立事業相続等届

年 月 日

我孫子市長あて

届出者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 （承継者）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
 ㊟

電話番号
 担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第24条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した小規模埋立事業の許可番号等	年 月 日 我孫子市指合（ ）第 号
承継した小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番）
承継した小規模埋立事業の許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
承継前の小規模埋立事業の許可を受けた者の氏名及び住所	住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
承継者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所	（住所） （氏名）
承 継 の 発 生 年 月 日	年 月 日
承 継 の 発 生 区 分 及 び そ の 理 由 （該当事項に○囲みを付し、その理由を記入すること。）	相続 ・ 合併 ・ 分割 （理由）
現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名	（職名） （氏名）

添付書類及び図面

- 1 届出者の住民票の写し（届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）
- 2 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- 3 承継を証する書面
- 4 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該小規模埋立事業を承継すべき相続人を選定したときは、その同意書の写し

小規模埋立事業指導事項票

氏名又は 名称		指導日	年 月 日
所在地		指導場所	
立会人		担当者	
法人団体名	氏名	所属	氏名
<p>私は、 年 月 日までに不適正な行為を改善し必要な措置を行います。それまでの間、当該区域への土砂等の搬入を停止します。</p> <p>また、 年 月 日 時頃、市役所担当課に来庁します。</p> <p>以上のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			
備考			

身分証明書

（表）

写 真	第 号
	職・氏名
	生年月日
	上記の者は、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第33条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行
	我孫子市長 印

（裏）

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所（次項において「事務所等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 市職員は、前項の規定により事務所等に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第45号（第38条関係）

小規模埋立事業許可手数料免除申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第34条第3項の規定により、小規模埋立事業許可手数料の免除を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立事業区域の位置	（所在及び地番）	ほか 筆
小規模埋立事業区域の面積	（実測面積）	平方メートル
小規模埋立事業の許可申請の区分 （該当する事項を○で囲むこと。）	新規 ・ 変更 ・ 譲受け	
免除を受ける要件に該当する土地所有者等の住所及び氏名	（住所） （氏名）	
免除の事由区分 （該当する番号を○で囲むこと。）	1 作付け農地として使用する。 2 自己居住用住宅の建築をするために使用する。 3 都市計画法第29条第2号の適用を受ける。 4 その他（別添申立書のとおり。）	

添付書類

- 1 免除の事由区分が1の場合は、小規模埋立事業に同意した土地所有者が農地造成の一時転用申請時に我孫子市農業委員会会長に提出した作付計画書の写し又は作付誓約書の写し
- 2 免除の事由区分が2の場合は、小規模埋立事業に同意した土地所有者、地上権又は賃借権を有する者が申請の上、確認を受けた建築確認通知書の写し
- 3 免除の事由区分が3の場合は、都市計画法施行規則第60条の規定による証明書の写し及び小規模埋立事業区域の土地所有者との関係が分かる書類
- 4 免除の事由区分が4の場合は、その事由に該当する者が作成した申立書（申立書に押印する申立者の印は、印鑑登録している印を押印すること。）

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（その1）（第9条関係）

様式第12号（その2）（第9条関係）

様式第12号（その3）（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第14号（第9条関係）

様式第15号（第9条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第16号（第9条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第17号（第9条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第18号（その1）（第9条関係）

様式第18号（その2）（第9条関係）

様式第18号（その3）（第9条関係）

様式第19号（第9条関係）

様式第20号（第10条関係）

様式第21号（第11条関係）

様式第22号（第12条関係）

様式第23号（第13条関係）

様式第24号（第17条関係）

様式第25号（第17条関係）

様式第26号（第18条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第27号（第19条関係）

様式第28号（第19条関係）

様式第29号（第19条関係）

様式第30号（第19条関係）

様式第31号（第19条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第32号（第19条関係）

様式第33号（第20条関係）

様式第34号（第20条関係）

様式第35号（第20条関係）

様式第36号（第21条関係）

様式第37号（第23条関係）

様式第38号（第24条関係）

様式第39号（第25条関係）

様式第40号（第26条関係）

様式第41号（第27条関係）

様式第42号（第28条関係）

様式第43号（第34条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第44号（第35条関係）

様式第45号（第38条関係）

（令5規則62・一部改正）

様式第46号（第38条関係）

（令5規則62・一部改正）